

【刑事系科目】

【第1問】(配点: 100)

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、後記【設問1】から【設問3】について、答えなさい。

【事例1】

- 1 AはBに対し、個人的に500万円を貸していた（この貸金債権を以下「本件債権」という。）。本件債権に係る弁済期限は到来していたが、BがAからの返済の督促に応じず、また、A自身忙しかったことから、Aは、知人の甲に本件債権の回収を依頼しようとして、甲に対し、「御礼はするから代わりにBから500万円を回収してきてくれないか。あんたに回収を頼むことは、Bには電話で伝えておく。」と申し向かった。甲は、その依頼を承諾し、Bの電話番号をAから教えてもらった。甲は、金融業者Cに多額の借金があったところ、上記依頼を受けた後、Cから、その返済を督促されたため、Bに対して、債権額についてうそをつくなどして水増しした額を請求し、その差額で少しでもCに対する自己の債務を弁済しようと考えた。
- 2 甲は、某月1日、Bに電話を掛け、Bに対し、自身が暴力団組員ではないのにそうであるかのように装い、「Aから債権の取立てを頼まれた。債権は600万円だとAから聞いている。その金を指定する口座に入金しろ。金を返さないのであれば、うちの組の若い者をあんたの家に行かせることになる。」などと言った。Bは、事前にAからの電話で本件債権の回収を甲に依頼したと聞いていたが、その額は500万円だと認識していた。しかし、Bは、甲が暴力団組員であると誤信し、甲の要求に応じなければ自身やその家族に危害を加えられるのではないかと恐怖した結果、甲に600万円を交付することとし、甲に対し、「分かりました。明日送金します。」と答えた。Bは、翌2日、自己名義の預金口座から甲の指定に係るD銀行E支店に開設された甲名義の預金口座（預金残高0円）に600万円を送金し、その結果、同口座の預金残高が600万円になった。

【設問1】以下の①及び②の双方に言及した上で、【事例1】における甲のBに対する罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。また、本件債権に係る利息及び遅延損害金については考慮する必要はない。）。

- ① 甲に成立する財産犯の被害額が600万円になると立場からは、どのような説明が考えられるか。
② 甲に成立する財産犯の被害額が100万円にとどまるとの立場からは、どのような説明が考えられるか。

※③ 和見 そこ書く。

【事例2】（【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

- 3 甲は、同日、前記口座にBから600万円の入金があったことを確認した。甲は、Cからの督促が予想以上に厳しいことから、600万円全額をCに対する弁済に充てようと決意し、同日中に、D銀行E支店の窓口係員Fに対して、同口座から600万円の払戻しを請求し、Fから同額の払戻しを受けた。甲は、同日、Cに対し、上記600万円を交付して自己の債務を弁済した。

甲は、同日、Aに対し、「昨日、Bに対して返済するようにきつく言った。Bは、反省した様子で『今度こそは必ず返す。返済を10日間だけ待ってほしい。』と言っていた。」などとつづき、それを信用したAは、「しょうがないな。あと少しだけ待ってやるか。」などと言い、同月11日まで、本件債権の回収状況に関して、甲に確認することはなかった。なお、本件債権について、その存在を証明する資料はなく、A、B及び甲以外に知っている者はいなかった。

- 4 その後、同月12日になっても、甲からAに連絡がなかったため、Aが甲を追及したところ、

500万円を元に先に回収に至った旨が「Aの手帳(2521)」
500万円を元に先に回収に至った旨が「Cの手帳(2541)」
500万円を元に先に回収に至った旨が「Aの手帳(2521)」

① 甲は、Bからの返済金を自己の債務の弁済に充てたことを打ち明けた。これに憤慨したAは、甲に対して、直ちに500万円を返還するように厳しく申し向けた。その後、甲は、金策に努めたものの、返還に充てる金を工面できなかつたことから、Aに相続人がいないことを奇貨として、その返還を免れる目的で、Aを殺害しようと決意した。

5 甲は、Aを殺害するため、その方法についてインターネットで調べたところ、市販されているX剤及びY剤を混合すると、致死性のある有毒ガスが発生することが分かった。そこで、甲は、以前に自身が病院で処方されていた睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた上で、当該有毒ガスを用いて自殺に見せ掛けてAを殺害することを計画した。甲の計画は、具体的には、犯行に必要な道具を全て自車に積み込んで、A方に隣接する駐車場まで自車で移動して同所に駐車し、A方に行き、ワインに混ぜた睡眠薬をAに飲ませてAを眠らせた後、直ちに自車に戻って車内に置いておいたX剤等を取った上で、再度A方に赴いて有毒ガスを発生させ、これをAに吸入させてAを殺害するというものであった。甲は、同月16日、ホームセンターでX剤及びY剤のほか、これらを混ぜるためのバケツを購入した。

6 甲は、前記計画を実行するため、翌17日、Aに電話を掛けて、Aに対し、「これまでのことをきちんと謝罪したい。」と言い、同日、計画していたとおり、前記駐車場に自車を駐車し、自車内にX剤、Y剤及びバケツを置いたまま、ワインと睡眠薬を持ってA方に行った。なお、甲が自車内に置いていたX剤及びY剤は、それらを混ぜ合わせれば致死量の有毒ガスが発生する程度の量であった。甲は、A方において、Aがトイレに行った隙に、睡眠薬をAのグラス内のワインに混入した。Aは、そのワインを飲み干し、間もなく、睡眠薬の影響で眠り込んだ。甲は、計画どおりX剤等を取りに行くために同駐車場に戻ろうとしたが、急にAを殺害することが怖くなり、有毒ガスを発生させることを止めた。

7 甲は、A方を去ろうとした際、机上にA所有の高級腕時計があることに気付き、遊興費を得るためにそれを換金しようと考え、同腕時計を自らの上着のポケットに入れて、A方から立ち去った。

8 Aは、覚醒することなく、甲がA方から立ち去った数時間後に、急性心不全で死亡した。Aには、A自身も認識していなかった特殊な心臓疾患があり、Aは、睡眠薬の摂取によって同疾患が急激に悪化して、急性心不全に陥つたものであった。Aに同疾患があることについては、一般人は認識できず、甲もこれを知らなかった。

9 本件で甲がAのワインに混入した睡眠薬は、病院で処方される一般的な医薬品であった。その混入量は、確実に数時間は目を覚まさない程度ではあったが、Aの特殊な心臓疾患がなければ、生命に対する危険性は全くないものであった。また、甲も、本件で混入した量の睡眠薬を摂取しても、Aが死亡することはないとと思っていた。

〔設問2〕 仮に【事例1】並びに【事例2】の3、4及び7の事実が認められず、【事例2】の5、6、8及び9の事実のみが認められた場合、Aが睡眠薬を摂取して死亡したことについて、甲に殺人既遂罪が成立しないという結論の根拠となり得る具体的な事実としては、どのようなものがあるか。考えられるものを3つ挙げた上で、上記の結論を導く理由を事実ごとに簡潔に述べなさい。

〔設問3〕 【事例2】における甲の行為について、その罪責を論じなさい（住居等侵入罪（刑法第130条）及び特別法違反の点は除く。）。なお、【事例1】における甲の罪責及び【事例1】で成立する犯罪との罪数については論じる必要はない。

- ① 住居等侵入罪
- ② 特別法違反（生命権侵害）
- ③ （甲の2）= 善い手筋

4. 氣行失條 A+B+C+D=2200

(240)

~~4-1~~

(1) = 330 → 236

集1得： 腹脹口子舌苔白而厚
○ 500 過去未解

△ 胃脹口子舌苔白而厚
○ 600 過去未解

腹脹口子舌苔白而厚 → 0

(2) 陰虛火旺
△ 236 → 252
△ 236 + 55 = 291
△ 291 = 252

(3) ① 滋陰

刀、加味九味丸、六味地黃丸、黃連丸
半夏止吐丸

② 固精生

○ 第一方案不可用
○ 五子衍宗丸、金匱要略
○ 健脾生

人、厚朴四君子湯 → ⑧、⑨
厚朴桂枝湯

(4) ② 补元

行氣的金匱要略 → 金匱要略
人、厚朴七物湯 → 厚朴七物湯
△ 322 = 270

(5) ③ 补元
△ 17 = 17 膽胃平肝丸
同昇陽健脾丸

(6) 壮土扶少陽
厥陰之火和太陽之火 → 壯土扶少陽
△ 21 = 21

③

1. 銀屑病一例

2. 痘癬症狀及治療

○ 陰虛火旺

○ 陰虛火旺

0-5

2. 600 12+3 同2 - 便血先消

○ 500 → 當歸四逆湯 252

○ 100 → 當歸四逆湯 + 附子、大承氣湯 → 附子理中湯 254

3. 時計

235年

0-5

4. 納氣

2+2 = 4 欲取納氣 (500前)、升提 12-1

刑事系 第1問

1 評議會

2 甲がBに対する自己が暴力団組織である事実によつて、AがAの権利、私財へ主張された。

3 價値は600万円でAがAの間で113。この金を指定された口座に入金した。金を返工した。

4 本件は、乙がAの権利、私財へ主張されたものである。乙はAの権利、私財へ主張された。

5 上記はCとBは600万円を支払う事実を行つた。乙がAの権利、私財へ主張された。

6 1. ①

7 (1) 交付行為(刑法249条)は相手方を毀損する財物を交付する場合に成る。

8 他人をもつて財物を交付する行為は交付現地や毀損を原因とする發生(213条要旨)ある。

9 Bは甲へ土器を貰つて、價格は12万5千円であると記載してある。他方、Bは甲へ

10 上記をもとに甲へ壺を買取る意図であると記載し、甲へ壺を返すためには自らかかる

11 費用として600万円を支払う事実があると記載する。甲へ壺を返すためには自らかかる

12 費用として600万円を支払う事実があると記載する。甲へ壺を返すためには自らかかる

13 費用として600万円を支払う事実があると記載する。甲へ壺を返すためには自らかかる

14 (1) 甲がBへ「彼の12万5千円の600万円を交付された」といふ。

15 (2) 交付行為は主張されるべきもの。転々と手渡す構造要件といつて對象

16 捨棄・失火が必要であるとされ、~~転々と手渡す構造要件~~転々と手渡す構造要件といつて對象

17 「トモウ」の行為を交付する行為であると主張されるが、失火が主張される

18 うなづくべきである。

19 5万3千円、600万円=残高49万3千円。CとAは600万円

20 Aの交付取引(249条以降)が成立する。

21 2. ②

22 (1) 甲は價格家が500万円であるのに600万円であると言つては、價格家はいい

23 Bを欺く月である。CとAは、甲は土器を貰つた。CとAは土器を貰つた。Bを欺く月である。

1 さて A は 借款額を 500 万円で記載 (たゞ右下に A)、借期は 1 年と記載 (右側)。
2 しかし、C は A、B の 600 万円の返金に錯誤 (モーティフ) あり、借款額 500 万円で
3 記載 (左側 100 万円 - 500 万円 = 400 万円)。甲が A を「及川様」と呼んでいた上 (246 条)、
4 同様に記載したため。(左側 2)、返済額を 100 万円とする改めて記載 (246 条 2、250 条) が
5 下線で消してある。
6 (2) 甲の借款の範囲 (A) は、以下とある。
7 ① 一定期間 延期請求権、取引を複数回するも、(C) が当該行為をする場合、延期請求権、契約は
8 繰り返し成立するものである。たゞ C は A が借款額 500 万円を超過して 100 万円～150 万円で
9 借りた (即ち A が借款額を記載していない)。C は A が借款額を記載していない場合、
10 甲の借款額を 600 万円と改めて記載する旨立場を取る。すなはち、
11 3. 自身の見解
12 ① 改めて A が乙の貸付金額を相手方へ返済を仰ねる旨の明確な意思表示。ただし、乙は、甲が A
13 甲の借款額を 600 万円と改めて記載する旨の明確な意思表示。ただし、甲が A が借款額を記載していない
14 事由から A が借款額を記載していない場合、甲の借款額を 600 万円と改めて記載する旨の明確な意思表示。
15 ② 前記 2 ～前記 4 の例、甲が A を要約して「甲様」600 万円で改めて記載した上、
16 ③ 貸付金額が A の記載額と異なる場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載した上、
17 ④ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
18 ⑤ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
19 ⑥ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
20 ⑦ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
21 ⑧ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
22 ⑨ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。
23 ⑩ 甲の借款額を記載していない場合であっても、甲の借款額を 600 万円で改めて記載する旨の明確な意思表示。

部門2

1. 甲が睡眠薬をAに飲ませる。第一回はAが眠らせるために、第二回はA方に有料代入を実現させた。
3でいう第二回はAを死なせたうえで計画に乗じて第一回を口説いていた。
第二回でAが殺された後では、既に結果実現に失敗、個人が一意行動が出来ない。
うえで個人の内情(1999年)不成立を導く。
2. 甲が第一回で用いた睡眠薬にはAの特殊な人間関係が付いていた。AはAの方で3回改められたが、第一回はAが死んでしまった。第一回はAが死んでしまった。因縁關係を否定する。而して個人が逃げ不成立を導く。
3. 前記1. 事実はなし。甲が第一回で用いた睡眠薬を採取してAが死んでしまった。
Aが死んでしまった事実、第一回は事実ではない。甲が改めて改め(3回)
改めを否定する。而して個人の内情不成立を導く。

部門3.

1. 甲がAが600万円、松原(已故)で受け取ったとして訴え310万円(246万円)にて支払。
法院は甲が松原の妻である事実、妻は夫の金銭取扱いに監視せよと認めた。
松原の妻は甲が松原の財産を管理する権限があるとして、松原の妻は甲が松原の金銭取扱いを監視する。
よって代理權が付与されたとして、松原の妻は3600万円が支払べき旨を主張した。1月2日、双方合意。
玉井松原の妻の主張が認められ、金銭取扱い監視権は3600万円が支払べき旨を認めた。
2. 甲が松原(600万円)にてC(17才)とT(17才)にA(22才)へ侵入を教える行為を犯す。
500万円の部分は返済せず、AがA市立病院にて手術を受けた。手術費用は個人負担。
Aが有病(6ヶ月)とされる。AはA市立病院にて手術を受けた。手術費用は個人負担。
100万円は返済せず、AがA市立病院にて手術を受けた。手術費用は個人負担。
BはBがA市立病院にて手術を受けた。

3. 甲庄へ代入料金2万3千円、高級腕時計2個と土産木札1枚をA方から支去了。

22日これを帳簿上に記。甲庄、遊樂費を総額2万2千円を支拂い、其のうち
→不云久徳へ支拂ふ。 (下付: 乙 A1155+3 算定書 (235年) 付属書)

4. 甲子年一月2日A方へ後役口 Aが入社 (T2=712-112)、3名並入院 (240号役口) が
及ぶ (在り)。

(1) 甲子、Aを賃せり其の有りて十手压、市町村12500下田 - 送込正月3日用の2-

新苗子口 (242年3月1日) 第二月2日取扱、洋荷行手 (L2行本) 211372K.

A-3号役口の在りゆくに付。

后手十手压を承うる事 (第3 強盗銀事件 (286年2月)) は、其手元一右衛門十手压を

丙3 甲子年、286年2月1日付代入社手帳に記載され、其の取扱 (月次) 得3手付

八九種類、原算手元と利益移動口付52243手書を有す。 A12付取扱人代

11月1日 Aが入社 500下田 - 送込正月3日用の2手压。 (T2=712)、第一月2日 及び月経 (月次) 2

手3十手压 (傳持・242年1月3日) 及び後赤坂御料、平保町行手211372K、其の上7当手3.

(2) 後述 (本) 甲子年一月2日呼び取扱人取扱、其度料金244手3。 甲子 240号役口

「上21-22」此處文之用ひて右二つ (2モル) 「3年苗子口」付 ~~無人~~ 有人の改定で

有手3者 (合計手3) × 甲子T23. (T2=712. 甲子 3年苗子口手3).

(3) 甲子年一月2日2手3元並用 (手3、T2行手) 2手3 (47年移) L2行手3付。

21 丙242年、舟井川改修工事着手、其度料金244手3十手3 T23 税金附2手3

其度料金2手3十手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3.

22 ①第一月2日年213712 宅地手續手3手3 (2モル) ②第一月2日年213712 宅

地手續手3手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3.

23 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3.

24 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3 (2モル) 2手3.

1. 第一回は A で解説されたが、A が有罪か否かで争ひ人で
2. 確定するには A が何をしたかを第一回は A が何をしたかを
3. ここで再び門の計画の進行順序について述べる。また、甲の A で解説されたが、
4. 重複して A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
5. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
6. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
7. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
8. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
9. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
10. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
11. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
12. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
13. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
14. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
15. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
16. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
17. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
18. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
19. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
20. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
21. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
22. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、
23. 特に A が何をしたかを改めて述べる。また、甲の A で解説されたが、